

第50回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成23年4月12日(火)

大阪市環境局 第1・2会議室

開会 午後 2 時 00 分

○森井総務部企画課長代理

恐れ入ります。定刻が参りましたので、少し遅れるとお聞きしております委員さんもいらっしゃいますけども、ただ今から「第 50 回大阪市廃棄物減量等推進審議会」のほう、開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の森井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、本市におきましては、去る 4 月 1 日に組織改正並びに人事異動がございましたので、僭越ながら、私から新任者・在任者あわせてご紹介をさせていただきます。

環境局長の玉井でございます。

○玉井環境局長

玉井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森井総務部企画課長代理

環境局理事の東でございます。

○東環境局理事

東でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○森井総務部企画課長代理

高木に代わり、4 月に着任いたしました総務部長の寶田でございます。

○寶田総務部部長

寶田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森井総務部企画課長代理

環境施策部長の松本でございます。

○松本環境施策部長

松本でございます。よろしくお願ひします。

○森井総務部企画課長代理

木村に代わり、4 月に着任いたしました事業部長の青野でございます。

○青野事業部長

青野でございます。よろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

廃棄物適正処理担当部長の川瀬でございます。

○川瀬廃棄物適正処理担当部長

川瀬です。よろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

大西に代わり、4月に着任いたしました施設部長の蓑田でございます。

○蓑田施設部長

蓑田でございます。よろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

こちら事務局席に移りまして、組織改正に伴い、職名が事業企画担当課長から企画課長に変わりましたが、引き続き本審議会の事務局を担当させていただきます総務部企画課長の縣でございます。

○縣総務部企画課長

縣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

続きまして、職名が家庭系ごみ減量担当課長から資源循環課長に変わりますとともに、人事異動に伴い、村上から代わりました環境施策部資源循環課長の松本でございます。

○松本環境施策部資源循環課長

松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

同じく職名が事業系ごみ減量担当課長から啓発指導担当課長に変わりますとともに、人事異動に伴い、松本から代わりました、環境施策部啓発指導担当課長の嶋村でございます。

○嶋村環境施策部啓発指導担当課長

嶋村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

続きまして、職名が業務担当課長から事業管理課長に変わりますとともに、人事

異動に伴い、森田から代わりました事業部事業管理課長の村上でございます。

○村上事業部事業管理課長

村上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○森井総務部企画課長代理

続きまして、永谷に代わり着任いたしました事業部事業改革担当課長の芦田でございますが、本日公務のため欠席させていただいております。申し訳ございません。

最後に改めまして、私、山崎に代わり着任いたしました、環境局総務部企画課長代理の森井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上、本市関係者のご紹介をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、環境局長の玉井から、ご挨拶を申し上げます。

○玉井環境局長

改めまして、こんにちは。ご紹介をいただきました、環境局長の玉井でございます。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

藤田会長様をはじめ、委員の皆様方には、平素は本市の廃棄物処理行政、環境行政全般に関しまして、様々ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、この間の審議会におきましても、真摯なご議論、また貴重なご提言等を頂戴をいたし、誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

東日本の大震災が起こりまして、ちょうど一月ほどが経ちました。ほんとに被災地、また被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、大阪市といたしましても、例えば消防ですとか保健医療の分野、また、被災された子どもたちの心のケアというふうなことでカウンセラーを派遣するなど、東北各地でその支援活動を進めていっております。

私ども環境局におきましても、東北各地の被災状況を確認をしながら積極的に支援をしていくということで、このたび宮城県の石巻のほうへ、廃棄物の処理のお手伝いというふうなことで、先日先遣隊を送りまして向こうの詳細の調査を進め、今週の末から具体的に車両、それから人員も 20 人を超えるメンバーで現地のほうへ入って、例えばそのいわゆる津波等によって、どういいますか、その床上浸水などのいわゆる水害というふうなかたちでとどまった家庭、それも非常に深刻な状況であるんですけども、そうしたところから出される例えば家具ですとか、使えなくな

った量ですとか、そういうふうな粗大ごみを排出・搬入するという、そういうふうなことで支援をしていくことで決まりました。

いずれにしても、その被災地、被災された方々の気持ちに立って作業をする、支援をするということで、数ヶ月の単位に及ぶかと思えますけれども、大阪市としてきちっと責任を果たしていきたいというふうに考えております。

冒頭、そうしたことを少しご報告を申し上げます。

さて、現在、地球温暖化ですとかヒートアイランド対策ということで、環境問題は非常に社会的に大きく取り上げられ、市民の関心も大きく高まってまいっております。大阪市ではこうした環境問題に対する、まあ、大阪市が今後10年をめざしてどういうふうな環境施策を展開をするかというふうなことで、少し資料をお配りをし、後ほど担当部長からご説明もさせていただきますけれども、「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」という観点から、今後の方向性を、市民・事業者と一体となって、また他の自治体とも連携をしながら進めていく方針として、「おおさか環境ビジョン」というのを策定をいたしました。

こうした中で、廃棄物行政に関わりましても、この審議会からいただいた答申も踏まえまして、昨年3月に処理基本計画を改定をし、平成27年度のごみ処理量110万トンまで減量するということを目標として、事業系ごみの適正区分、あるいは適正処理の取り組みなど、各種のごみ減量施策に取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みもございまして、平成20年度・21年度につきましては、事業系ごみを中心に大きくごみ減量が進んでまいりました。ただ一方で、22年度につきましては、やや下げ止まり感が表れて、その減量のペースが鈍化するというふうな状況にございます。

この間の事業系ごみを中心といたしましたごみ減量の進捗には、景気の低迷も影響している可能性もございますが、これまで実施してまいりました施策や今後実施を検討している施策などを考慮いたしますと、さらなるごみ減量の可能性もあるというふうに考えておりますし、このテーマにつきましてはいっそうそういった施策を進め、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

本日の審議会では、この間のごみ処理量の推移ですとかごみ減量の取り組み、それに関わります成果といたしますか、分析でありますとか、さらには平成23年度新た

に実施を予定しております施策など、今後の検討していく施策などについてもご報告をさせていただきながら、皆様方からご審議、またご提言を賜りたいというふう
に存じますので、本日のところ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○森井総務部企画課長代理

本日は皆様お手元に「おおさか環境ビジョン」のほう、お配りさせていただいて
おります。本市の環境施策の方針となるもので、今年の3月にホームページで公開
させていただいておりますけれども、この機会に、委員の皆様方にご紹介させてい
ただきたいと思えます。

それでは、環境施策部長の松本より、ご紹介をさせていただきます。よろしくお
願いします。

○松本環境施策部長

はい、環境施策部長の松本と申します。よろしくお願いいたします。大変貴重な
お時間の中、恐縮ではございますが、機会をいただきましたので少だけご説明を
させていただきたいと思えます。恐縮ながら座らせていただきます。

お手元、ご覧いただいております「おおさか環境ビジョン」という表紙のもので
ございますが、これは総合的にはですね、大阪市の場合、環境基本計画というもの
がございますんですが、その中でですね、特にわかりやすく重点化しましてですね、
発信力をこめて平松市長からこういう環境ビジョンでいくというふうな、今後の環
境行政の理念と方向性ですね、そういったことで、市長から公表したものでござい
ます。去年の秋にですね、いったん中間的に公表しまして、この3月に予算の成立
を受けて最終的に確定したというふうな手順になっております。

このビジョンはですね、こういったものを公表するということについて、ひとつ
はこれまでの、どちらかといいますと規制を中心とした環境行政から、まあ、もち
ろん規制というものは継続して、必要なものは維持していく必要が当然、これはも
うありますんですが、さらにそれに加えてですね、今日的な環境と経済の好循環
でありますとか、環境といったことをキーワードにしまして、都市プロモーショ
ンの分野にも取り組んでいるというふうな、いわばそういう守りの環境のみならず、
攻めの環境にも入っていくというふうなことを宣言するという、そういう趣旨のも

のご理解いただければというふうに思います。

1枚めくっていただきまして、2ページ目のところにですね、「理念と目標」ということで書いてございますように、持続的な社会を形成していく、構築していくという意味では、やはりこの3つの柱、「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」とこの3つを基本的な理念というふうに考えております。

まあ、さらにですね、その下に、右と左にそれぞれ箱が2つ書いてありますが、大阪市というのは、その関西経済圏を牽引していくという役割もございまして、周辺都市と広域的に連携しながら進めていく。あるいは、右側、環境・エネルギー分野を経済の成長エンジンとして環境行政に取り組んでいくといったことを、基本的な方向性として持っております。

そういったことを通じて、その下に書いてございますように、「地球環境問題の解決に貢献する大都市としてのモデルを示す」ということで、環境先進都市大阪をめざすということにしております。

で、その下に具体的に目標として掲げました。温室効果ガスの排出量を90年比で25%以上、「以上」ですね、25%以上削減するということです。それとさらには、これはだいたい先の話になりますけども、2050年までに90年比80%削減をめざすということを目指しております。

ちょっと時間もあんまりあれですので、きわめて大掴みな説明とさせていただきますが、4ページにですね、そういったこと踏まえまして、今後の施策の方向性として3つ。

ひとつは「都市構造への変革」、「産業構造の転換」、3つ目に「新しいライフスタイルの創造」、この3つを三位一体で進めていくという施策の方向性を掲げてます。ひとつ目の「都市構造への変革」といいますのは、これはまあ、大阪市っていいますのは、きわめて住宅が数多くありますし、あるいはオフィス、そういった建造物が大変多くございまして、あるいは都市のインフラといったものもかなり充実しております。そういったものを活用して、環境に配慮した都市の構造をめざしていくというものでございます。

2番目の「環境未来型の産業構造への転換」といいますのは、特に臨海部を中心としまして、大阪の場合いわゆる蓄電池といったものですね、そういった環境技術の関連企業がかなり立地しておりますので、そういった蓄積を活用して、よりいっ

そう経済の活性化をめざしていこうというものであります。

3番目の「ライフスタイルの創造」と申しますのは、これはまあ、市民の皆さんと一緒に協働して、新しく環境に優しいまちづくりをめざしていこうというものであります。

で、さらにその下にですね、こういったことを取り組みの中でですね、ひとつ、この23年秋の制定をめざすということで、「大阪市地球温暖化対策条例」と及び「大阪市循環型社会形成推進条例」、まあ、一般にリサイクル条例というようなこと申しておりますが、そういったものを23年秋の制定をめざしていくというふうにしております。

まあ、ちょっときわめて大雑把ですが、この環境ビジョンの内容ということで、いくつかそこから以降はですね、いろんな施策・事業を列挙させていただきます。時間もあれですので、ちょっといくつかだけピックアップさせていただきますけども、ひとつは6ページですね、一番最初のところに書いてます、ごみ焼却工場や下水処理場、こういったところですね、ひとつは生ごみのバイオガス化でありますとか、あるいは森之宮工場では焼却によりますエネルギーのですね、有効利用をめざすといったことで、新たなまちづくりのひとつとしていきたいというふうを考えております。

その右側の2番目のところには、「太陽光発電の導入拡大」と書いてますが、特に夢洲にですね、メガソーラーを設置するというので今現在取り組んでるところです。

その右側、3番目のところとしましては、例えば市営交通の中にEVバスといったものを検討したり、エコモデル駅を設置したりというふうなことを、今検討しております。

あと、例えば10ページのところでですね、まあこれは「産業構造への転換」という内容になりますんですが、10ページの2-2というところで、「スマートコミュニティの実証実験」というものを挙げてます。これは、南港、咲洲エリアにですね、スマートコミュニティの実証実験のエリアを設けて、一般の市民の方々にも未来の生活でのそのエネルギー利用について感じていただけるような、見ていただけるようなそういう実証実験に取り組もうといったことであります。

まあ、主にそういったことですが、もうひとつだけちょっとまあ、ひとつユニー

クといいますか、14 ページにですね、14 ページの一番左のところに、まあこれ、「ライフスタイルの創造」といった分野になりますが、「学校教育に『おおさか環境科』を創設」というふうにしております。これあの、大阪独自のですね、「おおさか環境科」という授業科目をひとつ、小中一貫した内容でつくりましてですね、ごみ減量でありますとか、生物多様性でありますとか、温暖化でありますとか、そういったことの実践的で根幹的な環境教育を進めると。これまあ、実際すでに 24 年度から実施をめざしまして、現在教材の作成なんかに取り組んでおるところであります。

以上、ざくっとしたご説明でありますけども、こういった施策をオール大阪全体にわたって進めていきたいというふうに考えております。

すいません、以上でございます。

○森井総務部企画課長代理

それでは議事のほうに移らせてまいりたいと思います。

まず、本日の出席状況でございますけども、委員数 16 名のところ、現在 13 名のご出席をいただいております。「大阪市廃棄物減量等推進審議会 規則」第 5 条第 2 項に規定しております、半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

お手元にお配りさせていただいておりますのは、「審議会資料」一部でございます。資料は皆様のお手元でございますでしょうか。

<確認>

それでは、以降の議事進行につきましては、藤田会長のほうをお願いいたします。

藤田会長、よろしくをお願いいたします。

○藤田会長

はい、それでは議事に移りたいと思います。まず、本題に入ります前に、本審議会の運営について、傍聴の方々に一言申し上げます。傍聴の皆様におかれましては、受付でお受け取りいただきました「傍聴要領」を順守いただきますよう、お願いいたします。なお、指示に従わない場合は、退室していただく場合がございますので、円滑な審議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

事務局にお尋ねしますが、本日、報道機関等、撮影を求めているところはございますでしょうか。

○森井総務部企画課長代理

本日は報道機関からの取材、撮影許可等はございません。

○藤田会長

はい。それでは議事に入りたいと思います。

本日の議題はそこに記載してございますように、「ごみ減量の推進について」となっております。事務局のほうからご説明をお願いしたいと思いますが、本日からかなり大部なものを、資料としてはそんなに多くはないですけども、時間がかかるかもわかりませんので、その場合には途中で少しこの審議を打ち切って、また次回に持ち越すということも考えておりますので、どうかよろしくご理解をお願いしたいと思います。

それでは企画課長の縣さんのほうから、ご説明願いたいと思います。

○縣総務部企画課長

はい。改めまして、企画課長の縣でございます。よろしくお願ひいたします。失礼いたしまして、座らせて、説明のほう、させていただきます。

それではですね、最初に資料のほう、めくっていただきまして1ページのほうなんですけれども、「(仮称)『小物金属類』の分別収集」、こちらのほうご覧いただきたいというふうに思っております。

まずですね、私ども環境局のほう、平成23年度から新たに実施いたしますごみの減量施策、こちらのほうとりまとめをさせていただいております、まずその最初ということで、「『小物金属類』の分別収集」、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

大阪市はですね、現在家庭から出ますごみに関しましては、いわゆる普通ごみの収集、資源ごみ収集、容器包装プラスチックの収集、粗大ごみ収集、こういった収集に加えましていわゆるあと、回収拠点を設けてましてですね、紙パックだとか乾電池、こういったものの回収を行っておるわけなんですけれども、一方で大阪市の場合ですと、いわゆる可燃ごみとか不燃ごみ、こういった分別というのは行っておりませんので、例えば資源ごみに対象になるようなものやとか、容器包装プラスチックの対象になるもの、こういうものを除きますと、基本的にですね、大きさが30センチ以内のようなもののごみにつきましては、燃えるものであっても燃えないものであっても普通ごみで収集させていただいております。

このためですね、普通ごみとして収集処理されているごみの中にも、例えばアイロンとかですね、ドライヤー、あるいは携帯電話やとかですね、傘などですね、いわゆる金属類などをですね、結構たくさん含んでるような品目等もございます。このため、こういった品目をですね、仮称ではございますけれども「小物金属類」ということで新たに分別収集をすることによりまして、こういったものに含まれております金属類、これを資源として回収し有効利用を図っていくということとともにですね、あわせて市民の皆様のごみ減量に対する意識、こういったものをですね、高めていただけたらというふうに考えておるところでございます。

なお、こういった新しい分別を実施する場合につきましては、通常には別に収集日等を設けた上でですね、専用の収集機材やとか人員を確保するなどですね、新たな収集体制、こういったものをですね、必要になるわけなんですけれども、今回ですね、小物金属類につきましては粗大ごみ、粗大ごみとあわせて収集することによりまして、今現在やっています粗大ごみの収集人員、機材、こういった既存の収集体制を活用することによりまして、できるだけですね、新しい経費の負担を生じさせないように、効率的な事業運営に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

このためですね、事業のイメージということで簡単なイラストを描かせていただいておりますけれども、一番下のところにありますように、市民の皆さんが、小物金属類を出される場合にはですね、若干お手間をおかけすることになるんですけれども、粗大ごみの場合と同様にあらかじめですね、粗大ごみの受付センター、こちらのほうにですね、電話でお申し込みをいただいて指定された日に出していただきたいというふうに考えております。

なお、収集にあたりましては、粗大ごみの場合は今現在有料ということなので、事前に粗大ごみの手数料券というんですか、そういうのを買っていただく必要があるんですけれども、こちら小物金属類については無料で収集してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからですね、一方、日本の場合ですね、非常に天然資源が乏しいということがございまして、特に最近レアメタルというようなことを言われておるわけなんですけれども、このレアメタルというようなものにつきましては、いわゆる電子機器などの製造に欠かせない、いわゆる希少金属というふうに言われておるんですけれど

も、こうしたレアメタルとか、あるいは金とか銀などの貴金属、そういったですね、資源として利用価値がある金属が含まれているようなですね、使用済みの製品、こういったものをいわゆる最近では都市鉱山とも呼ばれまして、いわゆる循環的な資源としてですね、有効利用していくということが非常に期待されております。このため、国のほうにおきましても、いわゆるこういったレアメタルなどの有用金属、こういうものを有効利用を促進していきたいということで、この間ですね、一部の都市等におきまして、小型家電品ですね、回収のモデル事業を行ってきたりとか、あるいはですね、別途、検討委員会を設置するなどの取り組みが行われているという状況でございます。

そうした状況もございまして、今回分別収集を行う小物金属類の対象品目の中にもですね、例えば、デジタルカメラであるとか IC レコーダー、あるいは携帯電話なんかもそうなんですけれども、いわゆるレアメタルなどの、有用金属を多く含むような品目もございますことから、本市といたしましてもですね、こういった、小型の廃家電品が実際にどのくらい出てきているのかということもですね、このいわゆる小物金属の分別収集をしていく中で、その排出実態の調査というようなものもやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

小物金属類の分別収集につきましては、今年の 10 月から一部の行政区におきまして実施する予定ですが、今後その実施状況等を検証しながらですね、平成 25 年度以降、順次実施拡大をですね、図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、具体的な詳細につきましては、現在種々検討を行っておりますので、今後具体的な内容等が固まった段階でまた順次公表なりはしていきたいというふうに考えております。

それでは、次、ちょっと 2 ページのほうに移っていただきまして、生ごみと、下水汚泥のバイオガス化の実験ということで、先ほど環境ビジョンのご紹介をさせていただいたときに、ちょっと若干触れておったんですけれども、現在ですね、市内の飲食店あるいはホテル等のいわゆる事業所から排出されます残飯やとか調理くず、食べ残しとかいった生ごみ、いわゆる食品バイオマスに関しましては、国のほうで食品リサイクル法という法律ができておりますので、こういった法律に基づきまして事業者の皆さんによるリサイクル、こういう取り組みというのも行われておるか

というふうには思うんですけども、一方で事業系の生ごみの多く、あるいはですね、一般の家庭から出てきております生ごみ、こういったものはですね、ほとんどはいわゆる他のごみと一緒に焼却工場のほうで、焼却処理されているというのが実情でございます。

一方で、いわゆる下水処理場、こちらのほうにおきましては下水処理をしていく過程の中で発生してきます下水汚泥、こういった下水汚泥をですね、下水処理場のあの、ちょっとすいません、その「事業イメージ」のところに簡単なイラストがあるんですけど、実は消化槽という施設がございまして、この消化槽という施設の中で微生物などによってですね、この下水汚泥というのを分解しておるんですけども、その際にですね、いわゆるメタンなどのですね、可燃性のガス、いわゆるバイオガス、こういうものが発生いたしますので、大阪市の一部の処理場等におきましては発生いたしますこのバイオガスを活用してですね、場内の設備の燃料、こういったものとして活用しておりますほか、発電などを行いまして、エネルギーとして有効利用を図っているという状況でございます。

まあ、そうした中で、環境先進都市をめざす大阪市ではですね、いわゆる低酸素社会に向けたまちづくりをめざしております、そのひとつとしてこのいわゆる、先ほどありましたように森之宮工場を挙げますと、森之宮の地域をですね、モデル地区としましたクリーンエネルギーの効率的な再生とですね、供給のあり方などについて検討をしておるという状況がございまして、この生ごみと下水汚泥のバイオガス化の実験はですね、このまちづくりやとか、クリーンエネルギーの効率的な再生と供給体制の検討、こういったコンセプトに従いまして、森之宮工場のお隣にございます中浜の下水処理場におきまして、下水汚泥の処理過程の中にこの生ごみを投入しまして、下水汚泥とともにですね、生ごみを分解させることでより多くのバイオガス、こういうものを発生させまして、その有効利用をつなげていこうという実験を行うものでございます。

具体的な流れでございすけども、そちらのイラストのほうにも描かれておるんですけども、まずはいわゆる一般家庭とか、あるいは事業所のほうから発生されます生ごみをですね、モデル的に分別収集いたしまして下水処理場等に運びました上で、そこで生ごみ等に混入しておりますいわゆる不適物、袋とかですね、はしとかのそういった不適物を取り除きます。不適物を取り除きました生ごみは消化槽の

ほうに投入されまして下水汚泥とともに分解されまして、バイオガスを発生させるということになるんですけども、今回の実験ではですね、その際のですね、バイオガスの発生状況であるとかですね、消化槽の中の状況等をですね、把握していきたいというふうに思っております。

なおですね、先程もご説明いたしましたように、収集しました生ごみを投入するというので、いわゆる事前に異物というんですか、消化の妨げになります袋やとか割り箸、どの程度混入しているか、不適物の割合などの調査等も実施するほかですね、いわゆる一般家庭やとか事業所からどの程度ですね、生ごみが回収できるか、まあ、バイオガス化という観点からですけど、ハード面の検証に加えまして収集の面での課題等、こういったものにつきましてもですね、検証を行っていききたいというふうに考えております。

まあ現在、大阪市の焼却工場におきましてはですね、焼却時のエネルギーを利用して発電とか蒸気供給、こういったものにも積極的に取り組んでおるわけなんですけども、今後ですね、この下水処理場とのコラボレーションということによりましてですね、生ごみをバイオガス化するというこの処理方式、これがうまいこと軌道に乗っていきましたらですね、いわゆる生ごみを中心としたごみの減量化、こういった面のメリットだけではなくてですね、現在焼却工場で行われております発電等の熱回収を行う方式と比較しましてもですね、より効率的なエネルギーの回収が可能になるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

まあ、こちらにつきましても、今年度の予算ということですので、具体的な内容につきましてもはまた具体的な部分で、また今後順次公表等はさせていただけたらというふうに思っております。

それでは3ページのほうに移らせていただきまして、こちらもですね、先程の環境ビジョンのほうで若干触れさせていただいておるんですけども、仮称でございますけれども、『循環型社会形成推進条例』の制定」ということでございます。

大阪市ではですね、循環型社会の形成をめざしまして、いわゆるごみの減量とかリサイクルの推進に積極的に取り組むとともにですね、廃棄物の適正な処理に努めてきたところでございますけれども、こうした施策を推進していくにあたりましては、これまではですね、基本的にいわゆる廃棄物処理法、国の法律なんですけれどもこの法律に基づきましてですね、大阪市のほうの条例なんですけれども、「大阪市

廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」という、この廃棄物処理法に基づきました条例に基づいて実施してきているというところがございます。

そうした中で近年ですね、地球規模での環境問題に対する市民の皆さんの関心というのも非常に高まっている中で、持続可能な社会の形成していく上ではですね、先ほど環境ビジョンの中でもお話があったかと思うんですけども、いわゆる低炭素社会というもの、あるいは自然共生、あるいは循環型社会の形成、こういったものが必要であるという考え方が確立されておきまして、国のほうにおきましてですね、廃棄物処理法という法律とは別にですね、循環型社会形成推進基本法、こういった法律も制定されているような状況でございます。このため、大阪市といたしましてですね、従来の廃棄物の処理法、こういった既存の条例、廃棄物処理法を踏まえました既存の条例に加えまして、新たにですね、仮称でございますけれども、「循環型社会形成推進条例」、こういったものを制定いたしまして循環型社会の形成に向けまして、大阪市の基本的な考え方、こういったものを明らかにしていきたいというふうに考えております。

そうした中でですね、あわせまして現行の廃棄物処理を中心といたしました法体系の中ではですね、例えばあの、ペットボトルがあるかと思うんです。これ皆さんのペットボトル、ご家庭で飲まれましたらですね、飲んだ後のペットボトルにつきましては外側のラベルをちぎっていただいて、ふたをですね、容器包装プラスチックのほうへ出していただいて、ペットボトル自身につきましては資源ごみというかたちで大阪市の場合は収集させていただいておるんですけども、ところがですね、こういったオフィスでペットボトルを飲んだ後のペットボトルがどうなるかといいますと、これにつきましては基本的にオフィスから出ますと、産業廃棄物ということになりまして基本的には排出事業者の責任のもとで処理していただくというようなことになるということでございまして、同じ品目であっても誰が出すか、あるいはどこから出すかによってですね、それが一般廃棄物になったり、産業廃棄物になったりということで、その処理とかですね、リサイクルの取り扱いが異なるというような実情もございます。このためですね、よりいっそうのごみの減量リサイクルを促進するという観点からはですね、いわゆる従来からのですね、排出者とか排出場所、まあ、こういった観点だけではなくてですね、いわゆる「もの」、ペットボトル

やとか缶ジュースの缶であるとか、こういう「もの」に着目いたしまして、リサイクルをしていくものを明確にした上でですね、大阪市という地域の立場でですね、リサイクルの推進を図っていくことも重要ではないかなというふうに考えております。

このためですね、今回考えております「循環型社会形成推進条例」の主な内容に関しましてはですね、循環型社会の形成推進に向けた基本的な考え方や理念を明らかにするというだけではなくてですね、やはりこういったリサイクルに供されるべき「もの」というものをですね、明確にしていきたいというふうに考えております。

また、あわせてですね、大阪市、あるいは市民の皆様、事業者の皆様の責務を明らかにするとともに市民や事業者の皆様との協働、これも非常に重要でございますので、こういったものも強調するというようなことも考えていきたいというふうに考えております。

具体の条例の情報等につきましては、現在内部でいろいろ検討しておりますので、こちらにつきましても今後、パブリックコメントなどの手続きを経まして、条例等つくっていききたいというふうに思っております。

引き続きまして4ページのほう、ご覧いただきたいと思います。こちら、『市民会議』の設立でございますけれども、環境局におきましては先程来申し上げておりますように、いわゆるごみの減量とかリサイクル、適正処理などの、廃棄物処理だけではなくてですね、いわゆる地球温暖化の関係やとかヒートアイランド対策など、環境行政全般を担当しておりますけれども、このたびですね、先ほどご紹介させていただいたように、「おおさか環境ビジョン」こういったようなものも策定させていただいているところでございます。

この「環境ビジョン」ではですね、3つの基調ということで「低炭素社会の構築」とか「循環型社会の形成」、あるいは「快適な都市環境の確保」、まあ、こういったものを基調にしながらですね、環境とエネルギー分野の経済成長のエンジンとして、関西圏の発展に向けて周辺都市と広域的に連携を図りながらですね、「環境が未来を拓く、環境先進都市大阪」をめざすことを理念というふうにしておるわけでございます。

そのための施策の方向性といたしましてはですね、環境未来型都市の都市構造で

あるとか産業構造、あるいはライフスタイルを実現していくということにしておるわけなんですけれども、「おおさか環境ビジョン」、この「おおさか環境ビジョン」の理念をですね、実現していく上ではですね、市民の皆さん、事業者の皆さん、あるいは環境 NPO・NGO などですね、多様の主体が、連携協力しましてですね、行政とのパートナーシップを発揮していくということが重要だというふうに考えておりました、そのためのですね、いわゆるプラットフォームとなるような組織が必要であるというふうに考えております。

環境ビジョンの、ビジョンであります、先程申しました「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」、あるいは「快適な都市環境の確保」、それぞれの分野でですね、積極的にいろいろな取り組みをしておられます市民団体、あるいは事業者の皆さん、環境 NPO・NGO、あるいは個人の皆さんがですね、共通するテーマの下に連携して、それぞれの役割を担いまして、担っていただきながら、行政とも協働して取り組んでいただくような場といたしまして、今年度でございますけれども「(仮称) 市民会議」を設立したいというふうに考えております。

組織の概要でございます。そちらに書いてありますように、構成といたしましてはですね、趣旨に賛同していただきます市民の皆さん、各種の市民団体、環境 NPO・NGO、学識経験者の皆様などを想定しております。

で、活動につきましてはですね、活動分野や対象などに応じた部会を構成いたしまして、部会を中心とした活動を展開していきたいというふうに考えておるんですけれども、こちらの部会につきましてはゆるやかなものとしたしまして、テーマや対象に応じて柔軟な活動ができるようにというふうに考えておるところでございます。

主要なテーマの関係につきましては、いわゆる先程から申し上げてますように、地球温暖化の関係、低炭素社会の関係で申しますと、地球温暖化の防止に向けました省エネ活動ということ、循環型社会の形成という観点では、いわゆるごみ減量、リサイクルという関係、さらには生物多様性の配慮とか、まあこういった身近な環境保全・創造に関する取り組みというようなことを想定しているところでございます。

こちらの「市民会議」につきましても、現在その準備を進めておるというような状況でございます。

以上、23年度から新たに実施する案といたしまして、「(仮称)『小物金属類』の分別収集の実施」「生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験」「(仮称)『循環型社会の形成推進条例』の制定」「(仮称)『市民会議』の設立」につきまして、ご説明のほうさせていただきました。

とりあえず以上でございます。

○藤田会長

はい、ありがとうございました。それではただいまのご説明、それからこの資料の内容等につきまして質疑を受けたいと思います。特に、各委員の方々のコメントもいただいてこういうその、新規施策というのがよりうまくいくようにというふうなことで応援をしていきたいと思いますが、何か皆様方のほうからご発言等ございますでしょうか。

大きくは4つですけれども、どこということはないので、どの部分からでも結構ですので、ご発言を願えればと思います。

(挙手)

はい、どうぞ。

○加賀城委員

全体としては持続可能な社会に向けた姿勢を示す方向でいいと思うんですけども、1点だけ、条例の制定というところなんですけども、まだちょっとこれ中身が見えないので、その中でこれ、よしあしということはなかなか判断できないなと思ってるんですが、これについては今後この場でどういうふうにかこれから審議なり、議論されることになるのでしょうか。この場でなくても結構なんですけど、これがどこでどういうふうにか、決められていくのか。

○藤田会長

どうぞ。

○縣総務部企画課長

このこちら条例につきましてはですね、基本的には条例ということになりますので、一応、パブリックコメント等の手続き等も経ながらですね、市民の皆さんなり、事業者の皆さんの意見、広くおうかがいしながらですね、条例案というものをつくっていきまして、議会のほうで最終的にご審議いただいた上でつくっていくというふうなかたちになるということでございます。

○藤田会長

よろしいですか。

○加賀城委員

そうすると、今日はこれについてはどういう位置づけで考えておられますか。

○縣総務部企画課長

すいません、一応ですね、こういったかたちで、新しい条例等も制定するという
ことでございますので、こういった審議会の場ですね、大阪市といたしまして、
こういう新しい条例なりですね、つくっていきたいということでございますので、
本日ご報告をさせていただきます、またいろいろご意見なりいただきながらです
ね、本日のご意見もまた今後参考にさせていただきますながら具体案というのをつくっ
ていききたいなというふうに思っております、本日この場でこういったことも考え
ておるということをご紹介をさせていただいてという次第でございます。

○藤田会長

はい、そのほか、何かございますでしょうか。

(挙手)

はい、どうぞ。

○田村委員

質問なんですけども、生ごみのバイオガス化実験なんですけど、これは非常に重
要なというか、時代の流れからもものすごく求められてるものだとは思いますが
ども、この生ごみの量的な、どの程度の生ごみが処理される見通しなのかを、量的
なことを教えていただきたいんですけども。

○藤田会長

いかがですか。

○藤川施設部技術調査担当課長

生ごみのバイオガス化実験を担当しております、施設部技術調査担当の藤川と申
します。よろしくお願いたします。

今のご質問ですけれども、経過から申し上げますと、平成 22 年度、昨年度に中浜
下水処理場の中に建設局が水質試験所という実験所を持っております。で、そこで 4
ヶ月間、模型を使いました模擬実験を行いまして、基礎データを収集いたしました。
で、模擬実験は 1 日あたり、まあ、約ですけれども 10 キロ弱、それを 3 ヶ月間連続

して下水汚泥とともにどんだけバイオガスが出るのかという基礎データを収集いたしました。で、それを踏まえまして今年度、中浜の下水処理場で行う実証実験の規模でございますけれども、今の予定では約1日あたり700キログラムを予定しております。で、これは昨年度のモデル実験を踏まえまして、企画課長が申しましたように、理論としては非常に今後重要な技術でございますけれども、果たして、分別の許容の中にどれだけ夾雑物があって、それをほんとうに有効に取り除けるのかと。で、その除去設備の、前処理設備の開発でありますとか、そういった基礎データを十分取得いたしまして、今後の生ごみ処理に結び付けていきたいというふうに考えます。

ご質問のお答えといたしましては、約700キログラムを1日あたり予定しております。

○藤田会長

よろしいですか。

○田村委員

はい。

○藤田会長

ちなみに700キロというのは乾燥重量、それともウェットで計算されたのか。

○藤川施設部技術調査担当課長

ウェットでございます。

○藤田会長

はい。その他、何かございますでしょうか。

○山口委員

はい。

○藤田会長

はい、どうぞ。

○山口委員

あの、先程、えっと、生ごみのことなんですけれども、かなり実際分別しましたら、分別のところが大変ではないかと思うんですけれども、例えば現在の学校給食のところとかですと、その分別のところですね、かなり省かれて、収集の部分では簡単ではないかと思うので、700キロっていうのがどれぐらいの量かっていうの

がちよっとわからないんですけれども、その学校のほうからいただけたらどうかと思います。

○藤田会長

はい、どうぞ。

○藤川施設部技術調査担当課長

お答えいたします。昨年のモデル実験は、実はですね、保育所の協力を得まして、保育所の給食の残りの食品残渣を用いました。で、今おっしゃいましたように、我々としましては、十分、夾雑物が取り除かれたものというふうに想定しておりましたけれども、実験の結果を見ますとやはりあの、ビニールでありますとか、そういった夾雑物も混在しておりました。

ということですので、できるだけ分別にご協力いただいて、夾雑物が少ない、不適物が少ないものを対象に 23 年度は考えておりました、今、考えておりますのは、事業系につきましては例えばホテルでありますとか、そういった分別の協力が得やすいであろうといったところを、今想定しておりました、具体的にこれから排出先と協議をしていきたい。それから家庭系につきましては、モデル地区を設定いたしまして、各ご家庭にできるだけその夾雑物を取り除いていただくご協力を申し上げながら実験を進めていきたいというふうに考えております。

○藤田会長

はい、そのほか何かございますでしょうか。

ちょっと私のほうから。今のその、生ごみばかりをテーマにするというわけにはいかないんですけれども。普通に考えた場合に、各家庭から出てくる生ごみというのと、それから保育所等、あるいは学校もそうでしょうけれども、まとまって生ごみがそこそこ出てくる、あるいはホテル等で出てくるっていう、これ集め方が非常に難しいと思うんですけれども、そのあたりはいわゆる市としては、何か、ターゲットをある程度絞られてるのか、いや、例えばこれは実証実験だから、いわゆる個々の家庭もターゲットにしてるし、それからやや大きな事業所、あるいは環境系っていうか、まあ、学校というものもされて、まあ、要するに将来を見越したときには大阪市全体を見ようとしているのか、そのあたりのところの何か、あの、絞込みというのはございますでしょうか。

○藤川施設部技術調査担当課長

お答えいたします。

まず、一般家庭でございますけれども、先程申し上げましたモデル地区、これは例えば高層アパートでありますとか、一戸建てでありますとか、あるいは商店から下駄履きのような住居でありますとか、できるだけ大阪市全体をそのモデルが当てはまるようなところを選定したいと、これからの作業でございますけれども、で、そこにつきましては、週 2 回、定曜日収集、普通ごみ、しておりますので、その日にあわせて、例えば生ごみ専用の色を変えた袋でありますとかそういったものを配布いたしまして、それ専用の収集車を用意をして集めるのかなというふうに今考えております。

それから事業系につきましては、大口の排出先を確保いたしまして、そこにつきましては量もたくさん出ますし、分別の協力も例えばお互い把握しやすいと考えておりますので、そちらにつきましては、家庭系ほど手間はかからないというところとちょっと変かもしれませんが、集めやすいのではないかと。で、その 2 つを有機的にうまく運びながら基礎データをとっていきたいというふうに考えております。

○藤田会長

はい、ありがとうございます。えっと、その他、何か、ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。

特に、私、個人的には今回、「仮称」とは書かれてますけども、「小物金属類」を分別収集すると、これ非常に収集からいくと非常に大変やっかいなことでもあるし、出す側としても、なかなか難しい部分も無いといえないんですけども、何かこの辺に関してご意見等ございますでしょうか。

(挙手)

はい、どうぞ。

○小林委員

今言われた「小物金属類」なんですけども、今 30 センチ以下のものは、この家電でも金属類でも普通ごみのほうにいつてますけども、それを、えーと例えばこう、モデル地区かどこかこう分けたときに、普通ごみの中にその、アイロンが入ってたとかいうときは、もう持っていきませんよというようなかたちをとられるような、こう指導とかされるのかなというのと、で、あの、電話をして収集してもらおうとい

うシステムだと思うんですけども、粗大ごみをこの前出したところなんですけども、電話して何日に取りにきてくださいって言って、そこにこう出したんですけども、アイロン 1 個で電話して取りに来てもらうっていうと、システムは粗大ごみと一緒になんですけども、そのアイロン 1 個のためにまたこれも走らせなあかんとかいうことになって、既存の活用というか、システムは既存の活用なんですけども、手間とかそういうこと考えるとまたわざわざ取りに行かなあかんのかなということ、ちょっとシステムは難しいのかなと感じました。収集することについては、非常にいい方向だと思っています。

○藤田会長

じゃ、どうぞ。

○村上事業管理課長

すいません。事業管理課長の村上でございます。今、小物金属の収集の関係で 2 点ほどご質問あったんですけども、これはあくまでもそのモデル事業としてテスト的に行いますので、市民のかたがその小物金属類の分別をちゃんとしてくれはらへんかって、それが普通ごみの中に入っているという状況があったとしても、これは収集を拒否するという話にはならないようだというふうに思っています。

で、これはテストなんで、まあ、どの程度協力をいただけるんかということもはかっていかなあかん問題やろうと思っています。

それから 2 点目の、まあ言うたら、小物金属類いうことは小さなものでそれ 1 点やと。で、1 点で、ほんたらそれをわざわざ取りに行くんかという、非常に不合理な作業になるんちゃうかということなんですけども、で、粗大ごみ収集の一環として回収をするとしましたんは、まさにそれだけを単に別の機材を用意をして取りに行くということになりますと、非常に不合理なことになるんで、で、あえてその粗大ごみ収集の中でと言いましたんは、もともとその粗大ごみ収集そのものがある意味その、大阪一円をほとんど走っとるんですわね。で、要はまあ言うたら、粗大ごみで申し込みがあったところを全部取っていくんで、まあその傍らちょっと寄り道みたいな感じで取るということなんで、まあ極端な不合理な作業にはならんやろうと。まあ、それと考え方としては、アイロン 1 台でも取りに行くということなんですけども、現実の問題でいきますと、おそらくアイロン 1 台で電話してきはる人はほとんどおらんやろなと。だからある程度その量を集めるか、で、もしくはその粗大ご

みの処理があるんやと。で、そのときにあわせて一緒に持って行ってくれというようなケースのほうが多いんじゃないかなと思ってます。これが実際やってみるとわからへんで、で、そういうことから考えると、あまり不合理な収集作業にはならんやろと。

で、今回、小物金属を分別収集の 1 品目として増やすということも、分別品目の拡大ということをしていきたいと。で、しかしながらその経費としては、なるべくかけたくない。で、一番まあ、きれいなかたちは、分別収集のための小物金属の日みたいなのをつくってやんののが、かたちのきれいなんですけども、今、想定してませんが、市内で発生推定量が年間約 2400 トンぐらいあると。それを別に収集するというにすると、非常に量が集まらんにそれを回るというのは、非効率な作業になるんで、そういうことでやると非常に経費が高くつくということで、そういう方法をとらんと、なるべく経費をかけないで分別品目を増やしていくということを考えて、こういうかたちのテストを実施をしたいということでございます。

○宮川委員

(挙手)

○藤田会長

はい、どうぞ。

○宮川委員

あの、アイロンとか電話機、電化製品ていうのは理解できるんですけども、これ、傘は OK でフライパンとか鍋はアウトとか、そんなんですか。

○村上事業管理課長

すいません。実はもうすでにね、金属単品いいますか、そのものがほとんど金属と。例えば鍋とかそういうもんなんですけども、で、これはもう現在すでに資源ごみ収集の中で収集をしていますねん。で、このものは変える予定は無いんで、金属単品についてはそのまま資源ごみ収集として継続して収集しますと。

で、今回言うてますが、金属を含む混合物。要は鍋なんかやったらね、そのまま資源化へ回せるんですが、金属を含む混合物についてはそのまま資源化へ回せないんですわ。で、それをいったん回収した上で破碎をかけると。で、破碎をかけてから磁力選別などをかけて金属回収をして、その回収した金属をリサイクルするというのを考えてますんで、今回のターゲットはあくまでも金属を含む混合物とい

うのがターゲットです。

○宮川委員

わかりました。あと、まあ、先程大型粗大ごみ注文時に、同じオーダーがくるんではなかろうからということなんですけど、単品ではフリーダイヤルとかでないとなかなか申し込みしてくれへんかなというのが、ちょっとありますんで、これはもうちょっと考えはったらええのかなと思いますけどね。

○村上事業管理課長

すみません。あの、ちょっと携帯は別なんですけどね、基本的にフリーダイヤルですわ。

○宮川委員

あ、フリーダイヤル。

○村上事業管理課長

そやから、現在、粗大そのものも、フリーダイヤルなんで、電話代はこちらもちということになります。

○宮川委員

わかりました。ありがとうございます。

○柳川委員

(挙手)

○藤田会長

はい、どうぞ。

○柳川委員

すみません、今の粗大ごみの件なんですけれども、よく、あの、番号つけて出してるんですけれども、回収する前に無くなってるのが結構多いと思うんです。その比率っていうのは多分ここからデータの中には入らないかと私は、ああ、今出しはったなあと思いながら 30 分ぐらいして帰ってきたらほとんど無くなってるっていうのをお見受けするんですが、その点について教えていただけると・・・。

○村上事業管理課長

データですか？

○柳川委員

データというか、多分ここでどのぐらい回収っていうか、多分出されるとは思う

んですけど、多分電話がかかってきて回収行ったときにはほとんど無いというケースがかなり多いかなあと、そのような状況・・・。

○村上事業管理課長

あの、これはまだテストしてませんので、これからテストをするんで、実際に申請をいただいて、途中で消えてしまうというね、これがどれぐらい出てくるんかというのんは、一応申請件数も把握しますし、で、回収も把握をするんで、で、結果としてその申請されたかたが回収に行くまでに消えてしまうというのがどれぐらいあったかいうのは、結果的にはそれも把握することになります。で、現在、粗大ごみ収集でも、すべて申請に関して把握してますし、回収に対しても把握をしておりますので、ただ、その途中で消える率が粗大ごみでどれぐらい率なってるのか、ちょっと私、今、覚えてないので、そういうのは全部把握はします。はい。

○柳川委員

あの、この中で、たぶん、まあデジカメとか IC レコーダーとか、完璧に消えてない場合に、どう、もしどっかにとられていくと、何かに使われるんじゃないかとなると、なかなか出しにくいんじゃないかなというふうに、少し思いまして。

○村上事業管理課長

今おっしゃられたみたいに、特に携帯電話なんですけども、で、これはかなり個人情報が含まれてますので、そういう個人情報の含まれてるものについては、これはまあ、事前周知の問題もありますけども、基本的に排出される段階でデータを消去してくださいというかたちの周知を徹底せなあかんのかなというふうに思ってます。

で、収集をしてしまえば、管理はきちりこちらでやるんですが、一番怖いのは、出されてから収集するまでの間がどうしても管理しきれへんという問題がありますんで、その辺はできるだけその、出されて収集するまでの時間、で、ここをどう短縮するんかいうことは、ちょっと考えていかなあかんかとは思いますが。

(各委員、挙手)

○藤田会長

はい。ああ、まあ、順番に。

○福岡委員

えっと、ちょっとあの質問なんですけれども、現在、市でお持ちの破碎施設の、その非鉄金属の回収の能力ですね。それをちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。というのは、せっかくのその、都市鉱山でレアメタルとかが入っているようなものでもですね、その破碎にそういう小さいものを入れてしまったら、それ結局取れませんでしたってことであれば、混載して粗大ごみと積んでいくよりは、別ルートでやはりそういう小さいものを集めるやり方のほうがよりいいかもしれないということで、ですが、破碎にかけた後ですね、しっかり取れるというのであるのか、ちょっと確認させてください。

○村上事業管理課長

えーと、すみません、えーと今、破碎の能力上でいいますとね、まあどこの施設を使うというのもあるんですけども、大正に破碎施設がありまして、もう1箇所、舞洲に破碎施設があります。で、破碎機の種類がありまして、回転式が1日で140トン、で、せん断式が、あ、これごめんなさい、大正工場です。大正破碎です。で、せん断式が1日50トン。で、だから舞洲のほうが、回転式が120トン、で、せん断式が50トンということで、能力的な問題でいいますと、十分対応する能力はございます。

ほんで、言うてはる、その、小物がどんだけその破碎の中でやれるんかということなんですけども、それにつきましてはね、実際ちょっとやってみるとわからん世界があるんです。で、もともとその、言うたら粗大ごみの破碎を前提に破碎施設はつくってますんで、そういう小さなものがどこまで対応しきれんやというところあるんで、これもひっくるめて実際やってみてどうなんかなというふうには思ってます。

で、ただまあ能力上の心配はないということです。

○縣総務部企画課長

それからすみません、ちょっと補足の説明なんですけれども、今回ですね、小物金属として回収させていただくものの中には、先程、ここの資料のところにも、1ページのところですね、図のところあるんですけども、廃小型家電の排出実態の調査というふうには書かせてもらってるんですけども、いわゆるデジカメとか携帯電話とか、レアメタルをようけ含むものにつきましてはですね、いわゆる傘とかと

は別に、いったん分けようかなと思ってます。傘とかそういったものについては、破碎に放り込みまして、基本的につぶしてですね、金属類を磁石中心にとっていくんですけれども、レアメタルを含むようなものにつきましては、とりあえずいったん数とかいろんなものを把握した上でですね、まああの、そういうレアメタル、貴金属類もそうなんですけども抽出するには別途他のやり方が必要になりますので、まあ現在国のほうでもそういうことのいろいろな研究等も行われてますので、ちょっとその部分で集まったもん、そのまま破碎にかけてしまうとせっかく集めたものが非常にもったいないという部分もありますんで、場合によっては一時保管しておくとか、そういうことも含めてちょっと具体の取り扱いはこれから考えていきたいというふうには思っております。

○村上事業管理課長

で、レアメタルの関係なんですけどね、レアメタルは破碎で抽出できませんので、まったく別のやり方をせなあきませんねん。で、そういうことはどうするかというのは、今後の課題であって、で、とりあえず今回やろうとしてますのは、排出量調査ということで、一応回収したものについては保管をしますけども、これをどう処理するかというのは、ちょっと今後どうするかという検討課題やというふうには思ってます。

○竹内委員

(挙手)

○藤田会長

はい、じゃ、竹内さんどうぞ。その次でお願いします。

○竹内委員

えーと、小物金属類の回収なんですけれども、私はどっちかっていうと資源ごみのときについでに集めてもらったほうが楽、集めるほうも楽やし、出すほうも楽なんじゃないかなというふうに、まあ、それは十分ご検討された上でということだと思いうけれども、そこからいうと、やっぱりこっちのほうが楽なのかなと、資源ごみのそのカテゴリを増やすということでしたほうが、わかりやすいんではないかなという気がしました。はい。まあ、これはコメントだけです。

で、もう1点が、ちょっとテーマが違ってしまいうんですけれども、「(仮称) 市民会議」っていうのが出まして、これはごみだけではなくて幅広く環境、低炭素、快

適な都市環境についての市民会議を設立されるということで、市民の意見を聞きながら協働して環境について考えていく場として、すごくいい取り組みだなと思うんですけども、どういうふうな位置づけになるのかっていうのが、今ひとつ不明確な感じがしまして、こういうその会議っていうのは、利害関係を持っているかたであるとか、あるいは会議の中で出た意見というのがどれぐらい真剣にこの政策に取り込まれるかっていうことによって、やっぱりあの、参加する側の意欲というか、真剣に熱意を持って議論できるかどうかというのがかなり変わってくると思うんですね。

ですので、できたら重要な課題について、より真剣に政策に取り込まれるようなかたちで市民協働っていうのを試行錯誤しながらやっていただければなあというふうに、私は思っております。

○藤田会長

えーと・・・、コメントやね。

○竹内委員

はい、コメントです。質問ではありません。

○藤田会長

それでは、池田委員、どうぞ。

○池田委員

はい、ちょっとテーマが変わってしまうかもしれないんですが、えーとまあ、小物金属の分別収集もそうですし、循環型社会形成推進条例もそうなんですが、リサイクルには結局、小物収集でもコストがかかりますよね。じゃあ、コストをその、まあこういう小物も市が結局収集をすると。じゃあ、本来の排出者、まあそれは排出者そのものは市民ですけども、その事業者といたしますか、まあ、事業者じゃないですね、その生産者責任というのはどうなるのか、拡大生産者責任はどうなるのかっていう点で、その辺のコスト負担、本来であればアイロンとかですね、そういうものがごみになっていく、あるいはもしかしたら、私いつも髭剃りのあれがいつも気になって、カミソリなんかすごい気になるんですが、あれもプラスチックついてて、これどうしようといつも、使い捨てのやつですね。そういう使い捨てのカミソリとか、非常に気になって、なんかどんどんたまっていって、いつも困るんですけども、まあ、そういうものも本来は、例えば売ってるお店でできるだけ回収す

るだとか、そういう生産者、販売者でどうしてもらってというコスト負担をどうするかっていうのは実は重要で、制度設計上は問題だと思うんですけども、まあ、今回は市のほうで回収するというので、多分それは、そういう生産者のどうのっていうのは関係ないということだと思うんですが、そこからちょっととんで、推進条例のほうの、循環型社会形成推進条例のほうですけども、こっちは循環型社会形成推進法自体はもう 10 年ぐらい経つんですかね、10 年ぐらい経って、今まずあえてこの条例をつくるってところで何か大阪の独自性をそこでその生産者責任、拡大生産者責任のところで、市民協働の重要性の強調はわかるんですけども、なんか、拡大生産責任のほうで何か考えてることは、大阪市独自の制度とか、あるんでしょうか。例えば、そのリサイクルされるものを明確化すると。ペットボトルを明確化するというのであれば、そのリサイクルに対して事業者も、もちろんこれは法的義務というのはなかなか難しいでしょうから、そのいろんな計画を立ててですね、その計画を市に出して、その計画を推進しないとまあ、公表するだとかですね、いろんな今の法律の制度の中にもそういうのがありますので、大阪市独自のその辺の制度設計で何かお考えのことがあるのかということをお聞きしたいです。

○藤田会長

はい、どうぞ。

○縣総務部企画課長

えー、すいません。まず条例の関係なんですけれども、この基本法ですね、国のほうの基本法につきましては、ご指摘のように平成 13 年ぐらいでしたか、何年前かにできておるという状況なんですけれども、基本的に法律自身もそうなんですけれども、どちらかというと理念的な部分の法律という部分があるんですけども、今回私どものほうで考えてますこの条例につきましては、こういう理念的な部分に加えて、先程説明したようにいわゆる今の廃棄物処理法の体系の中では、どこから出るかによってそれが一廃になったり、産廃になったりとか、リサイクルに回ったりとか、回らなかったりとかいうような部分があって、まあ、本来ものに着目したときには、ペットボトルであればリサイクルもできますし、空き缶とか空き瓶とかについてもそうですし、リサイクルに回るといいますので、こういった部分ですね、ものに着目したかたちですね、地域の立場でリサイクルを推進していくようなかたちの条例にしていきたいという部分がですね、今回新しく加わってくる

部分。

まあ、当然あと、それ以外に市民協働の重要性やとか、市民、事業者の皆さん、行政の責務とかいうものを明らかにしていくという部分も加わってくるわけなんですけれども、それからあと、具体的な拡大生産者責任との関係なんですけれども、その部分につきましてはどこまで踏み込むかっていう部分もあるんですけれども、やはり法律の部分もございますので、いわゆる一般論的なかたちになると思うんですけれども、まあ、市民の皆さんの責務としましてはできるだけこういうリサイクルに回せるものはリサイクルに回してください、あの、事業者の皆さんにつきましてもものを売ってるかとか、あるいは使ってるかにつきましてはそういう部分をリサイクルに回してくださいとかたちになるかと思しますので、とりわけ拡大生産者責任の観点からという部分については、どこまでいくかというのは、今後具体的な検討になるかと思うんですけれど、なかなか踏み込んだ部分までとは、ちょっと今現在はそこまでは考えてないような状況でございます。

○池田委員

はい、それはまあ、わかりました。それとあと、経済的手法というのも、当然循環型社会形成推進法のひとつの理念の中でですね、言ってるわけなんですけれども、その経済的手法、インセンティブをどうつけるかということで、まあ、この条例に、例えば一方で、この今日お配りになったこの「おおさか環境ビジョン」では、エコポイント制度っていうのを大阪市で独自に、まあこれは排出権、排出権というか地球温暖化の問題とも、まあ、いわゆる総合的にいろんなエコポイントというのを広くやるんでしょうけども、ごみの減量も逆に言えばエコポイントになるということに当然なるわけですから、そういう意味で、その連動性というか、この条例とそういう経済的な手法という、なんかインセンティブの部分が何か連動するんですか、しないんでしょうか。

○縣総務部企画課長

はい、確におっしゃっておられますように、まあいろんな意味で、市民の皆さん、事業者の皆さんなりのご協力を促進していく上では、やはりそういうインセンティブという部分というのは非常に重要な部分ではあろうかというふうに思っておるんですけれども、まあ今現在、条例のほう具体的な中身につきましては、今現在やっておるところなんですけれども、具体的にこのインセンティブと連動というところ

るまでは、ちょっと今の現時点ではそこまでは考えておりません。

(挙手)

○藤田会長

はい、どうぞ。

○小畑委員

今の廃棄物の処理については、廃棄物処理法とそれからさっきも議論になりました循環型社会形成推進基本法と、2つの法律があって、循環型社会形成推進基本法はまあ、10年なるんですけど、逆に今、廃棄物処理の世界でいうと、2つの法律がいまいち、整合性がうまくいってないん違うかなと思います。

で、いうことは、ひとつは、循環型形成推進基本法は、できるだけ廃棄物を、資源等という表現をして、できるだけ減らさないという施策ですとこう進んでおると。で、一方、廃棄物処理法のほうはこれは従来どおり、廃棄物はこういうようなもので、これはもう適正に速やかに処理しなさいということになってると。

で、結局そうなりますと、どんどんどんどん、ごみを減らしていくと、一方では適正に処理せよといわれ、これはやっぱり施設もきちっと適正な処理施設をつくってやっていかならないということで、ごみが右肩上がりに上がっているときは割合、制度つくる場合もまあ、予測はしやすいんですけど、逆にごみをどんどん減らさないいう中では、結局、10年、20年先のごみの量を見ると、ものすごく制度つくるのが難しくなってくるということで、まあ、廃棄物処理法、この2つの法律のちょうど狭間にいろいろ問題が出てくるんじゃないかなという思いがあるところなんです。この辺のところについて、こういう循環型で条例をつくられるのであれば、もうひとつのほうの廃棄物処理法とのきちっとした整合性を保つようなところを考えていかないと、ちょっといろいろ今後問題出てくるんじゃないかなと思いますが、その辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいんですけども。

○藤田会長

えーと、よろしいですか。あの、ひとつ、多分、えーとひとつは次の課題、まあ、議題っていう、「ごみ処理量の推移と主な減量施策」っていうのがありますね。多分それとの連動はすると思うんですが、もし少し説明が長くなりそうでしたら、この

部分とも関連して説明していただくということで、お答えを伸ばしていただいても結構ですけども、いかがですか。

○**縣総務部企画課長**

はい、またそちらの部分にも関連するかと思うんですけども、基本的に大阪市の条例という部分におきましては、今現在、大阪市のほうの条例、廃棄物の処理に関する条例もございますし、今回想定して、考えております循環型社会形成推進基本条例というものもございますので、主といたしましてはこの両者というものの整合っていうんですか、その部分については十分考慮しながらやっていかなきゃいけないというふうに思っておるんですけども、法の部分につきましてはやはりあの、これ国のほうのレベルの問題もございますのでね、あのなかなか一自治体がどうのこうのという部分もありますけれども、条例の世界の中ではそちらの部分、できるだけ齟齬が生じないように、具体につくるにあたってそのあたり十分考えていきたいというふうには思っております。

○**吉田委員**

(挙手)

○**藤田会長**

はい、どうぞ。

○**吉田委員**

あ、すいません、あの先程、車の、ごみ収集の車の色とかね、袋の色、あの、変えると、ちらっと話、出たんですけども、この場合ですね、今回各々の袋から生ごみのときも含めてなんですが、白になってますよね。なりましたよね。で、私あの、広島へ30年前にいたときには、米の袋、茶色のありますね、あれ多分穴開いてると思うんです。で、それを県及び市のほうから各家庭に無料で配られて、分別しておりました。で、すごく早い時期からここはやってるなという印象がものすごく強いんですが、ただ、大阪の場合は、即黒から白ということになったときに、私たちの場合は皆さんに言われました。急激じゃないかと。もう少し早くね、言ってほしいというのは、その、大阪の人はわりかし買いためますので、黒いごみ袋を安い時期にドサッと買ってました。で、白に変わったと。で、まあ、使えないですよ。当然ね。で、まあ、廃棄するというふうな、そういう不便さもありましたので、先程袋の色を変えてとか、そういうのがちらっと出ましたけども、そういうふうなさ

れる場合はかなり早い時期から市民に教えていただかないと、また白いごみを、白い袋を買ってるのに、この辺で二重三重になるのであればいいです、白をね、紫でないだろうと思うんです。3つか4つになると思うんですが、そういう考え方もありますの。

それからもうひとつ、先程出てました、ごみのときなんですけど、私たちの場合はマンションですので、先程あの、うーんと、シールを貼って出してました。どなたかおっしゃってましたけども、で、それを即、もう、一日おいて取りに来ますって言われても、もう無くなってました。で、晩に空き缶を取りにこられるかたが、団子にして、いいものは持って帰ると。で、空き缶だけじゃなくて、混ぜこぜにするんです。で、私たちのところは3つ4つ、分けて捨てるんですが、ああいう人たちのその罰則っていうのはね、ないのかしらっていう感じもありますので、その辺は管理人も限度があります。鍵かけてきちっとしているんですが、何故か開いて、団子になってる状態ですので、ああいう方々の、人権もありますが、どういうふうに処理をされたら、処理を説明したらいいのかちょっとその辺も教えていただきたいんですけども、お願いいたします。

○藤田会長

えーと、まあ、袋の問題は、周知期間を長くしてくださいということなんですが、まあ、それは当然だと思いますね。

そのあとはいかがですか。何かお答えございますか。

○村上事業管理課長

えーと、すいません。ちょっと袋うんぬん出たんは、バイオの関係の市民に協力いただいている、いただくときの対応の話の中で例えば的に出てる話でありまして、その、大阪市として今、透明もしくは半透明の袋でやるということについて、それを変えるという意思是今ありません。そやから、とりあえずそんなんは変わらないという認識をしていただいて、ほんで、おっしゃられるように何かそういうことするときには早い時点で周知をちゃんとしといてくださいよということは、それはそういうこととしてやらせていただきたいと思います。

で、抜き取りの関係なんですけども、まずあの、ひとつはそのマンションなんかの保管施設の関係があるんですけども、で、これについては、その、マンションは管理されてるかた、で、ここでやっぱりその、きっちり管理をしていただきたいな

と。で、まあ、ようありますが、鍵をかけるということなんですけどね。で、その鍵が開いてたとかいうのは、ちょっとどういうことで開くんかいうのも、ちょっとわかりませんねんけども、できるだけやっぱり鍵をかけるとか、そういうこともひとつの方法ですし、ほんで、もうひとつはその、早いうちから出さないみたいな、大体収集日というのはもう決まっていますんで、で、一応大阪市の場合は定曜日収集ということでやらしていただいていますけども、で、定時収集まではお約束はしてないんですが、実態的にはほとんど定時的な収集になってると思うんですわ。で、一応、そういうことも見ていただいた上で基本的にもお願いしておるのが、当日の朝の9時までにお出してくださいということをお願いをしておるんで、で、まあ、言うたら前日からとか、前の日の晩からとか、まあ、ひどい場合なんかやったらもう収集終わった次、そのあとから出てたりする場合もあるんで、そういう長期保管をしていたかへんと、で、もし長期保管をされる場合やったらそういう施錠とか、そういうところをきっちりやっていただくということがひとつの解消方法なんかだと。

で、もうひとつは、その、そういう施設内の場合はそういういろんなことが考えられるんですが、大阪市の場合、各戸収集をやっていますんで、路上で、まあ、家の前を出してくださいということが基本になりますんで、そうなったときにそういう施錠とかそんな対策はできへんと。で、そうなったらやっぱりお願いしていますもの、できるだけね、その長期放置、というか、長期に出さんといってくださいと。で、たいがいそういう問題が起こるところはね、その前日の夜とか、で、早朝にがさがさされてとか、で、そういうケースが非常に多いんですわ。で、大体9時前ぐらいに出してもうてね、で、その辺でいろんなそういうトラブルが起こるということは、比較的少ないかなと。ただ、無いわけではないんで。

で、ただちょっとまじなってきたるなあというふうに見えるのは、昔言うんか、まあ10年ぐらい前でしたかね、その特にアルミ缶だけを抜き取って、で、袋に入れて出してもろうとるんですが、その袋を破って、まあ、言うたらばらばらにしてアルミ缶だけを持っていくというかたが結構多かったんですが、まあ最近、その抜き取るかたのマナーもようになったって言い方おかしいですけども、袋を開いてアルミ缶だけ抜いて、また袋とじてというようなかたちで、ちょっと抜き取る側のかたのマナーもまじなってるのかなというふうには思うんですけども。

で、ただ、それをそしたらその、何らかの法的なその規制をかけて縛りきるとい

う方法がひとつの方法として考えられるんですが、で、ここは非常にその難しい問題がありまして、で、警察なり検察なりにちょっとご相談もさせていただいたこともあるんですが、正式見解はなかなか出してくれはりませんねん。で、正式見解ではなくして、まあその、相談に行った検事さんなり警察官の感想としては、要は私有地内にある分については、所有権移転が行っていないのである意味、勝手に持っていくことについては問題があるかもわかりませんと。で、公道上に置かれたものにつきましては、無私物やという考え方やと。で、無私物なんで、その無私物を持っていくことが犯罪に該当するかといえば、犯罪に該当することは言いがたいというのんが、まあ、警察、検察の正式見解ではないんですけども、まあ、担当された方々のまあ言うたら意見みたいな感じで、なかなかその法的に規制するのんが、非常にしんどいと。

で、関東地方なんかで抜き取りの関係で条例をつくっているところもあるんですけども、そのときにはやっぱりポイントとなんのんが、そういうその出してる場所の確定とか、で、それがその誰がその、まあ言うたら所有権でもないんですけども、持っているやとかね、ほんで、たいがいその関東圏である場合は、持ち出しステーションを設置をして、で、その持ち出しステーションに置かれてるやつを行政が認めたもの以外の人間が持っていつてはならんというような条例をつくって、で、それに伴う罰則規定みたいなかたちをとってはるパターンで、まあ、それが裁判にもなって行政側が勝ってはるんで、そういうことはできるかなあというふうもあるんですけど、大阪の場合は持ち出しステーションではないんで各戸収集になりますから、ちょっとその辺なかなか難しいんで、今現在はそういう普及啓発で、なるべくその長期放置をならんようにしてくださいということをお願いしているのが現状です。

○吉田委員

ありがとうございます。

○藤田会長

はい。まだまだいろんなご意見出てくるかもわかりませんが、まあこれ、ひとつの話題だけに時間かかってしまいましたので、では続きまして、次の「ごみ処理量の推移と主な減量施策」というところですが、ごみ量の推移とこれまで実施してきた施策について、ご説明願いたいと思います。

○縣総務部企画課長

改めまして、企画課長の縣でございます。それでは、資料の 5 ページのほうをご覧いただきたいというふうに思います。これまでのごみ処理量の推移と主な減量施策と言うことでございまして、この資料につきましては、現行の一般廃棄物処理基本計画の基準年度、こちら 19 年度が基準年度になっておりますので、それ以降のごみの処理量、いわゆる処理量、あの、大阪の場合ですね、いわゆる資源ごみとか容器包装プラスチックとか、いわゆるリサイクルに回るようなものを除きまして、基本的にごみを処理する場合は焼却処理をしてるということですので、この処理量というのは、ごみを焼いたごみの量、焼却量やというふうにご理解いただけたらというふうに思うんですけれども、その処理量の推移と、その下のほうにですね、19 年度以降新たに実施しました主な減量施策やとか充実を図った減量施策等について、まとめさせていただいているところでございます。

まず上段の棒グラフのほうでございますけれども、19 年度の処理量、トータルで 148 万トンということでございますけれども、家庭系のごみが 52 万トン、事業系が 94 万トン、環境系が 2 万トンということでございます。で、20 年度に移りますと、20 年度につきましてはですね、家庭系が 47 万トン、事業系が 86 万トン、環境系が 2 万トンということで、家庭系で 5 万トン、事業系で 8 万トン、トータル 13 万トンということで、パーセントにしますと 9% ぐらいになるかと思うんですけれども、大きく減量が進んでる状況でございます。さらに、21 年度、こちらにつきましては、家庭系が 45 万トン、事業系 71 万トン、環境系 2 万トンということで、家庭系につきましては 2 万トンの減ですけれども、事業系につきましては 15 万トンということで非常に大きく減少しているところでございます。トータルで言いますと 17 万トン、これ率にいたしますと 13% ぐらいかと思っておりますけれども、20 年度以上にさらに大きくごみの減量が進んでいるところでございます。それから、22 年度の処理量、こちらにつきましてはすいません、ちょっとまだ今現在、集計の途中ですので、また後ほど説明をさせていただこうと思うんですけれども、現在の見込みとしましては、115 万トンぐらいになるのではないかなということで、まあ、前年度の 118 万トンと比較しますと 3 万トン、若干端数の関係もありますので、もしかしますと 2 万トンぐらいの可能性もあるんですけれども、率にいたしますと 2% ぐらいの減かなということで、やはりあの、20 年度、21 年度の減と比べますと非常に減少のペースが落

ちているというような状況でございます。

次にですね、下のほうにこの間新たに実施いたしました施策等、書かせていただいております。20年度につきましてはですね、「中身の見えるごみ袋」という、先程もちよっとお話ありましたけれども、「中身の見えるごみ袋」によります排出方法、これを指定させていただくということをやらせていただいております。これ、20年1月からやらせていただいておりますんですけども、従来でしたらごみを出す場合、特に制限がありませんでしたので、実態としては黒い袋で出されていて、ごみの中に何が入ってるのかなというのはわからないような状況やったんですけども、やはりあの、資源ごみとか容器包装プラスチックなど、やっぱり資源になるものをきちんと分別していただく、こういうことを徹底していただきたいということで「中身の見えるごみ袋」、こういったものを使っていただきたいということで、指定をさせていただいてる状況でございます。

さらに、事業系ごみ、こちらのほうに関わりましては、実は私どものほうの焼却工場に搬入されてます事業系のごみの中にはですね、いわゆる産業廃棄物といいまして、本来事業者のかたの責任で処理していただくべきものであって、まあ焼却工場のほうに入るべきものではないんですけども、まあそういったようなものですね、搬入されているという、混入しているというような状況がございまして、こういう搬入不適物というものをですね、きちんと排除していただくということで、こういった取り組みを「事業系ごみの分け方・出し方」というパンフレット等をつくりまして、市内の約20万事業所、まあほぼ市内の全事業所数に相当する数になるかと思うんですけども、20万事業所に配布いたしましてPRに努めるとともにですね、専用の相談窓口なども設けまして、事業者の皆さんからのご相談とか、そういったものに対応いたしていきたいというようなこともございますし、さらにはですね、まずあの、大阪市役所自身がですね、いわゆる排出事業者になっておりますので、やはりこういう事業系ごみを排出する上で、大阪市役所がまず率先して取り組んでやっていかなきゃいけないということもございまして、大阪市の各区でありますとか、各局に対しましてそういったところの周知徹底を図っていきたいというようなことを、20年度中心にやっております。

21年度につきましてはですね、大阪市の重点施策といたしまして、『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』というのをつくっておるわけなんですけども、このビ

ジョンの中でですね、ごみ減量をですね、市民の皆さんと協働で進める重点的な施策のひとつということに位置づけておまして、さまざまな減量施策に取り組んできているところでございます。

家庭系ごみの減量に関わる部分といたしましては、資源集団回収の活性化というような観点からですね、資源集団回収団体に対しまして、一定量集まった量に応じまして奨励金というようなものをお渡ししておるんですけども、そうした単価をですね、段階的に引き上げたりとか、あるいはですね、この間テスト実施等もやってきたんですけども、各戸回収方式の資源集団回収の部分、こういった拡大を努めてくるなど、資源集団回収の拡大を図ってきてるような状況がございます。

さらにはですね、紙パック・乾電池、こういったものにつきましては、従来は区役所等でそういう場所を設けてまして回収を行ったんですけども、より市民の皆さんにですね、ご協力いただくという観点からは、市民の皆さんにとって非常に身近な場所、便利な場所という観点からですね、いわゆるスーパーマーケットとか、民間の施設のですね、ご協力をいただきまして、回収場所の拡大、こういったものに取り組んでまいりました。

さらにはですね、こういった回収を行ってます場所、スーパーマーケットやとか、区役所とかそういった場所をですね、記載しましたリサイクルマップとかいうようなものをつくりながら情報提供を行うとかいうかたちで、紙パック・乾電池等のですね、回収の拡大に取り組んできてるといような状況もございます。

その他、事業系ごみの関係につきましてはですね、先ほど20年度のところで「事業系ごみの分け方・出し方」ということの部分で、20年度は主に啓発面、パンフレットの配布とかの啓発面を中心に実施しておったんですけども、21年度からにつきましては焼却工場に搬入します車両に対しまして、展開検査、こういったものを強化いたしまして、搬入されたごみの中にいわゆる産業廃棄物、そういったようなものが見つかった場合にはですね、持ち込んだ業者さんに対しまして、いろいろ事情聴取を行いながらですね、不適物を持ち帰らせるとともにですね、搬入不適物を排出しました事業者に対しまして、直接市のほうから指導に赴きまして、きちんと産業廃棄物等につきましては適正に区分していただいて、適正なルートで処理してくださいと、そういった指導を行うなどの取り組みの強化といったものをお図る状況でございます。

さらにはですね、こういったごみ減量・リサイクル、こういったものを市民、事業者の皆さん挙げて取り組んでいただくということで、実践に向けた働きかけというようにことでフォーラムを開催させていただいたりとか、ごみ処理の見学会をやらせていただいたりとか、まあ、いろいろと市民、事業者の皆さんと協働でごみ減量を進んでいくというような機運を高めていこうというようなことで取り組みをしてきたところでございます。

まあ、こうしたこともありまして、20年度、21年度、13万トンと17万トンということで減ってきました、トータルいたしますと30万トンということで、2年間で30万トン、率にいたしますと19年度から20%ほど、事業系ごみ中心になるんですけども、トータルでは20%、まあ、大きくごみの減量が進んでおるという状況でございます。

えーそれから、6ページのほう、開けていただきまして、この間ですね、審議会のほうからはですね、いろいろとあの、答申等もいただいておりますような状況があるんですけども、そちらとですね、大阪市のほうで実施してきております施策との関係を簡単に取りまとめさせていただいております。

直近ではですね、大阪市のほうからこちらの審議会のほうに対しまして、経済的手法を活用しましたごみ減量・リサイクル施策の諮問とですね、新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策についての緊急答申、こういったものもさせていただきまして、21年の1月、これ上のほうに書いてあるんですけども、当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策につきまして、中間答申をいただいております。

さらにはですね、21年6月には最終答申ということでいただいておりますという状況がございます。簡単にご説明させていただきますと、当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策につきましては、分別排出の徹底を図るべきだという観点でご指摘をいただいております、この間やってまいりましたことといたしましては、ごみの分別、こういったものを市民の皆さんのご理解を得ながら進めていこうということで、市民の皆さんに対する説明会、こういったものを引き続き実施をいつてる部分でございます。さらにはですね、ごみゼロリーダー、廃棄物等減量推進委員というのを設けておりますので、こういったかたを中心としました勉強会、こういったものも21年ぐらいから積極的に取り組んできてるという状況もございます。

さらには、これはリサイクルというよりもですね、リユースという観点なんです

けれども、マタニティウェア等につきましては使用する期間が非常に短いということなんで、これをもう1回使用していただきたいということで、マタニティウェア等の展示提供などを、そういったものをおこなってくださるんですけども、新たに21年度から申告をいただいたらこちらから回収にうかがうというようなものを実施しておるといった状況でございます。

それから先程も若干触れましたけれども、紙パックや乾電池などは、場所を設けて、回収場所を設けて、回収を行ってくださるんですけども、そういった場所を示すリサイクルマップ、こういったものをつくりまして配布等いたしますとともにホームページ等でも情報発信を行ってるといった状況でございます。

それから2つ目といたしましては、「紙ごみ対策」、こういったものを充実していくべきだというご指摘をいただいておりますけれども、これも先程申しましたように、家庭系の部分につきましてはいわゆる資源集団回収、奨励金の段階的な引き上げであるとか、各戸回収方式の資源集団回収の実施、こういったものをおこなっております。

さらに、「焼却工場の搬入の適正化」という観点からはですね、いわゆる焼却工場に搬入される産業廃棄物等の不適物を排除していくということで、先程來說明させていただいたように、焼却工場等におきましてですね、展開チェック、こういったもの強化を図っておるといった状況でございます。

さらにはですね、市民、事業者の皆さんとともにごみ減量・リサイクル、一緒になってやっていこうということで、実践に向けた働きかけということにつきましては、減量フォーラムということで市民、事業者の皆様のご参加を得ながら、ごみ減量について話し合う場といったものをおこなさせていただいたりとか、あるいはレジ袋、これをですね、できるだけ減らしていこうということで、販売店、スーパーマーケットの皆さんなりですね、市民団体としまして、なにわエコ会議なり、大阪市内3社の協働で「レジ袋削減協定」こういったものもやっております。

さらには、事業者の皆さんのですね、非常にリサイクル、いろんなさまざま独自なリサイクルというんですか、ごみ減量への取り組みをいただいておりますので、こういった部分につきましてはリサイクルコンテストなどをやらせていただいておりますという部分。

さらには、できるだけ情報発信のほう、充実していきたいということで、新たに

ですね、「ごみ減量特設ホームページ」、こういったものもやっておるという状況でございます。

それから、「中・長期的な視点に立ったごみ減量・リサイクル施策」という部分で答申いただいている部分につきましては、まずあの、中・長期的視点でですね、実施・検討すべき施策、これ、いろいろたくさんいただいておりますけれども、まあ、代表的なものとしたしましては、資源化可能な、例えば紙ごみ等ですね、こういったものの搬入禁止を考えたらどうやろかというようなことの提言等もいただいておりますけれども、こちらのほうにつきましては今現在、いろいろさまざま検討を行っておるというような状況で、まだ具体化している状況にはございませんけれども、いろいろ検討しておるという状況でございます。

それから「今後の研究課題」でございますけれども、こちらのほうもいろいろ例えば起きたんですけれども、代表的なものとしたしましてはバイオマスの利活用ということで、こういった観点からは先程もご説明させていただきましたけれども、生ごみとですね、下水汚泥のバイオガス化実験、こういったものにも取り組んでおるという状況がございます。

それと、「ごみ処理手数料の改定」、これもあの、前回の審議会のときにご説明をさせていただいたかというふうに思っておりますけれども、ごみ処理手数料につきましては、この3月にですね、条例改正等いたしたところで・・・、あ、失礼いたしました。ごみ処理手数料の関係につきましてはですね、昨年3月ですか、ごみ処理手数料の改定をですね、ここに書いておりますように、条例改正等行わせていただきました。まあ、しかしながら施行時期に関しましてはですね、小売業者の皆様はじめ、排出事業者の皆さんに十分な説明を行った上で判断しようということで、施行時期については、まだ現時点でも確定していないという状況ではございます。まあ、しかしながらですね、小売事業者の皆様をはじめ、排出事業者の皆さんへの説明といたしましてはですね、昨年4月以降なんですけれども、大阪市の商店街総連盟とか、各区の商店街連盟の役員会などで説明を行わせていただくとともにですね、その後の各区の商店街連盟の会長さんについて再度説明の趣旨の確認とか、ご意見をうかがうというようなことで、周知を図っていくとともにですね、また、大阪市の建築業協会とか、大阪市工業連合会、あるいは大阪商工会議所、あるいはチェーンストア協会の関西支部、あるいは大阪百貨店協会、こういったさまざま

まな事業者の団体さんに対しましては、説明等をさせていただいて、周知のほうのご依頼をさせていただくというようなこともさせていただいてきて、現在周知に努めておるという状況でございます。

なお、処分手数料を上乗せしました有料指定袋の検討とかですね、あるいは10キロ未満の見直しの部分につきましては、今回の条例改正の中ではですね、排出事業者の皆さんに対する影響とかそういった部分等も考慮いたしまして、今回の条例改正とは切り離しまして今後の検討課題というようなことにさせていただいたというような状況でございます。

すいません、ちょっと簡単ではございますが、審議会との関係を説明させていただいて、次に移らせていただきまして、まあ、この間ですね、5ページのところで非常にごみが減量してるということで、なぜそこまでごみが減量してるかということで、ひとつ、ごみの減量を考える上で家庭系のごみの場合なんですけれども、ひとつの参考としまして家庭系ごみの組成ですね、どんなごみが出てくるかということで、組成の割合が大きく増減したものといたしまして、新聞とか折り込み広告、雑誌、段ボール、いわゆる資源化可能なですね、紙類の排出状況、これ家庭系の分なんですけれども、まとめさせていただいております。

大阪市の場合、おおむね毎年ですね、家庭系ごみの組成の調査っていうのをやっておるんですけれども、19年につきましてははたまたま実施してませんので、直近の18年と20年、21年、22年を書かせていただいております。そこで資源化可能な紙類のところの合計欄、色の濃いところですね、組成率のところ見ていただきたいんですけれども、18年度が15.35%に対しまして20年度が10.46、21年度が12.13。22年度が11.58ということで、18年度と20年度以降を比較いたしますと明らかに3%、4%ですか、多いときは5%ぐらいの差が出てくるというような状況がございます。これをですね、その下のところ、家庭系ごみの総量ということで18年度で申しますと578,270トン、これは総量ということですので、いわゆる集めたごみの量のベースですので、普通ごみとか資源ごみとか容器包装プラスチック、そういったものを足したものでございますけれども、これに15.35%をかけますと、どれだけごみとして出ておったかというものが出てくるわけですが、その下に棒グラフで書かせていただいております。

18年度が約8万9千トンぐらいですか、20年度が5万2千トンぐらい、21年度

につきましては5万8千トンぐらい、22年度につきましてはちょっと量が出ておりませんので、ここでは書かせていただいておりますけれども、こうやって見ていただきますとちょうどあの、1ページ戻っていただいて、5ページのどこ、見ていただきますと、家庭系のごみがですね、大きく減ってますのが19年度から20年度、5万トンと大きく減っておるという状況がございます。で、また7ページのほう戻っていただきまして、まあこれが18年度の調査ということでちょっと1年度ずれておるんですけれども、このところで20年度以降と比較すると資源化可能な紙類がですね、まあ、3万トンから3万5千トン、4万トンまではいきませんけれども、3万トン以上は減ってるという状況がございます。まあ、そういう意味で申しましてですね、はっきりとはちょっと申しがたい部分もあるんですけれども、いわゆるあの、20年度、20年1月からですね、「中身の見えるごみ袋」というもので、分別排出の徹底ということで、排出方法を指定させていただいたという状況がございますので、まあ例えば従来ですと、黒い袋の中にですね、新聞紙等でも何でもいいからとりあえず入れとこかみたいなかたちで出されていたものですね、もしかしましたら、やっぱり中身の見える袋やから新聞等については別に出さなあかんなどということで、別に出していただいて、そういったものですね、資源化ルートに回っていつてる部分があるのかなという部分で、ただ一方ですね、私どものほうで資源集団回収という部分で、拡大というんですか、あの、やっておるんですけれども、こちらのほうの回収量につきましては18年度が3.4万トン、19年度が3.5万トン、20年度が3.6万トンということで、実はこの資源化可能な紙類が大きく減ってるのに対して資源集団回収の量がそれほど伸びていないという状況がございますので、まあ、こういった部分どこにいつてるんかという部分につきましては、まあ、おそらくは普通ごみとか、いわゆる今までごみとして出していた部分が、まあ、集団回収のほうに出すというかたちもあるんかとは思いますが、例えば民間のですね、廃品回収とかそういったかたちで、民間のリサイクルルートに流れていつてるという可能性もあるんじゃないかなというふうに考えておるというふうに思っております。

まあ、そうした面ですね、家庭系ごみの減少という部分、まあ組成率とかですね、たまたま施策を実施しました時期、いわゆる「中身の見えるごみ袋」の関係なんですけれども、19年度から20年度にかけて5万トンと大きくごみの減量はしてるわけなんですけれども、そうした中ではやはり「中身の見えるごみ袋」というこ

の排出方法の指定というのが、少なからず効果を上げていた可能性があるかなというふうに考えておるような次第でございます。

まあ、家庭系のごみにつきましてはこういったかたちでございまして、引き続き事業系ごみの関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

8 ページのほう、ご覧いただきたいというふうに思います。これ、左の表はですね、これ大阪市のほうが調べさせていただいたものなんですけれども、主な政令指定都市のですね、事業系ごみにつきまして直近の5年間、平成18年度以降のですね、推移をですね、平成17年度比で、どれだけ減ってるかというようなものをまとめさせていただいております。こうやって見ていただきますと、まあ、大阪市の部分、真ん中ぐらいにあるんですけども、2.7%、4.7%、12.3%ということで、減ってきておるわけなんですけれども、ほとんどの都市でですね、同じように減ってきてるという状況がございまして、こういった事業系ごみの減少ということはですね、大阪市だけではなくてまあ全国的な傾向であるのではないかなというふうな部分で見て取れるかというふうに思っております。

そうした中でですね、これ%のところですね、白抜きで表示してるところがあるかと思っております。例えば、札幌市さん見ていただいたらと思うんですけども、19年度のところ、16.2%というのを白抜きで書いてあるんですけども、実は18年度の5.6%に対しまして19年度は16.2%ということで、そこから11%ぐらい、一気にごみが減っておるわけなんですけれども、それ右側のほうを見ていただきますと、札幌市さんの場合につきましては19年度、20年1月なんですけれども、ごみ処理手数料の改定というようなことで改定を行っておるということで、いわゆるまあ、こういった白抜きで書かせていただいております部分につきましてはですね、いわゆる手数料の改定でありますとか、あるいは工場等に搬入されますごみのですね、検査の強化、こういった施策を実施した場合につきましては非常に大きなごみの減量が進んでおるということで、白抜きでさせていただいております。

そうした中で逆にですね、白抜きをしてない都市、都市名のほうを色分けしてるんですけど、仙台さん、さいたまさんとか、そういった都市、まあ、大阪市を加えて8市なんですけれども、この部分につきましての平均値を一番下に書かせていただいております。8都市の平均がですね、18年度からいきますと1.1%、マイナス4.4%、マイナス11.9%ということで、21年度がマイナス16.9%ということで、

その上の大阪市の部分と見ていただきますと、大阪がマイナス 2.7%、マイナス 4.7%、マイナス 12.3%、ちょっと 21 年度は置いときまして、18 から 20 の間を見ますと非常に大阪市の減少率とこの網掛をしております都市の減少率、平均値ですね、が非常にあの、似通った数値になっておるのかなというようなことが見て取れるかというふうに思っております。

まあ、こうした観点からですね、まあいわゆる黒抜きで、白抜きで数字を書きます都市ですね、いわゆるごみ処理手数料の値上げをしたりとか、あるいは工場における展開検査など、特別にですね、事業系ごみを大きく減らすような施策は除きまして、一般的にごみの減量に取り組んでいる都市の平均と、大阪の 20 年度までの減少率の平均というのが非常に似通っておるということで、ほぼ全国的に同じような割合ということかなということから推定いたしますと、まあ、それぞれの都市、いろいろ手数料改定とか搬入検査の強化以外でも、いろいろごみ減量施策というのはやってるといふ部分もあろうかと思うんですけども、まあ、そういう意味ではですね、景気の低迷の影響とかですね、そういった部分がですね、全国的に出ている可能性があるんじゃないかなと、まあ、そうした関係もあって、全国的な 8 都市の平均と大阪市のごみ減量の状況の平均が似通っておるんじゃないかなと、こういうような推定がひとつできるかなということが、左側の表から見て取れるかというふうに思っております。

まあ、そうした観点からですね、仮の話なんですけれども、大阪市においてどの程度景気の低迷がごみ減量に影響があったかということなんですけれども、まあ、17 年、18、19、20 年度につきましては、全国平均とほぼ大阪市の減少率は似ておるわけなんですけれども、21 年度につきましては 8 都市、これ大阪を除きましたんで 7 都市になるんですけれども、平均が 16.9、仮にまあ 17%といたしますと、大阪市の場合は 28%、こちらにつきましては 21 年 4 月から先程も説明しましたように、焼却工場におきまして、搬入不適物の検査のチェックの強化というのをやっておりますので、大きくごみの減量をしているという状況でございまして、そこまでは全国的と同じなんですけれども、21 年度については 17%に対して 28%で大きく差があるという状況でございまして。

まあ、そうした観点からですね、ほんまに仮の話なんですけれども、こちらの 7 都市、大阪を除きます 7 都市の平均のごみの減り方がですね、仮に景気の影響によ

るものだというふうに仮定いたしますと、21年度までに大阪市の場合28%、17年度比に対して28%ごみが減ってるんですけども、右側のほうちょっと見ていただきたいというふうに思います。右側の下の欄ですけども、17年度から21年度に対して、大阪の場合、総量では28%減っておるんですけども、仮にこの7都市の平均、17%ですね、これが景気の影響やというふうに仮定いたしますと、28%と17%の差、11%がもしかしたら施策の効果というような見方もできるのかなあというふうに考えられます。

そうした中で、上の表にも書かせていただいておりますんですけども、17年度と21年度の大阪市の事業系のごみ、17年度がですね、98万6千トン、21年度が71万トンですので、aとcの差、その下に書かせてもらっておるんで、ごめんなさい、aとcの差、その下に書かせておりますけれども、27万6千トンということで、まるめまして28万トンといたしますと、単純に%が28%というふうに考えてみますと、景気の影響の部分が17%イコール17万トン、施策の効果がイコール11万トン、いわゆる21年度より実施しました搬入検査の強化の効果というのが11万トンぐらいというような見方もできるのかなあというふうに思っておるところでございます。

そうした中で、その右側の表、19から20の比較なんですけれども、上のところにも19年度の量、94万トンと書かせていただいておりますけれども、21年度のごみ量が71万トンということで、c-b、その下に書かせておりますが、約23万トンというようなことで、基本計画の基準年度から見ますと23万トン減っておるわけなんですけれども、先程の17年度のところの施策の効果を11万トンと見ましたので、そのまま11万トンを持ってきますと、19年度から21年度に対して23万トン減っておって、施策の効果が11万トンといたしますと、景気の影響というのは単純計算では12万トンというようなことも言えるのかなあというふうに思っておるんですけども、ただまあ、実態といたしましてはですね、まあ単純に引き算だけじゃない部分もございますし、まあ、搬入物の検査以外にもですね、いわゆるこの間先程も申しましたように、事業系ごみを適正区分でやっていこうということで、パンフレットの配布の啓発等もやっておりますし、こちらには書いておりませんが、事業系ごみの減量施策、さまざま取り組んできましたので、12万トンをすべて景気の影響というような部分でも見がたい部分もあるかなあというふうに思っております。

まあ、そうした面を考慮しますと、非常にあらくったいものの見方なんですけれども、ひとつの見方としましては、ちょっとまとめた数字になるんですけれども、まあ、12万トンの内ですね、たとえば10万トンぐらいがもしかしたらですね、景気の影響があったんじゃないかなというふうに、ひとつ見るという見方もあるのかなということでございます。

5ページのほう戻っていただきますと、ちょうど事業系ごみの減量のほう、見ていただきますと、19年度から20年度に対して8万トン、20年度から21年度に対して15万トン、トータルで23万トンですね、先程も申しましたように。まあ、そのうち10万トンぐらいは景気の影響があった可能性もあるということ、まあ、こういう見方もできるかなというようなことでございます。

まあ、すいません、ちょっと時間の関係もありまして、ちょっと端折った説明になってしまいましたけれども、まあこの間ですね、基準年度の、19年度のごみ処理量の推移なりですね、減量施策、それから組成の観点、あるいは景気の影響の可能性、そういった観点からですね、ごみの減量等含めまして説明をさせていただきました。

○藤田会長

はい、ありがとうございました。えーと、私の不手際で、それと、県課長の熱弁で、30分しっかりと説明をしていただきまして、ありがとうございました。

あの、ちょっとまあ、せっかく説明をしていただきましたので、質問を少し受けて、できましたら一番最初、冒頭に申し上げましたように、次の2つの議題につきましては、また次回に先送りということをお願いしたいと思いますが、まあ、ちょうど聞いたところですので、記憶が鮮明だと思います。何かこのごみ処理量の推移と主な減量施策のご説明ですけれども、質問等ございますでしょうか。

最後のほうは、かなり課長が、なぜこんなに減ったのかというのを延々と解析をしてその説明をしていただきましたが、まあ、まとめますと、一部はやっぱり景気の低迷がこの15万トンの減になってるんでしょうという、まあこれ、事業系なんですけどね。まあ、しかし、そうは言いますが、事業系もこれまでの打ってきた施策によりまして、しっかりと減少もしているという、そういうふうな見方ができると思います。まあ、平成22年度につきましても、決してその、増えているというわけではないので、景気が例えばこう上向いてきたとしても、まだやっぱりごみ減量

に関しては、事業系の方々も努力をしていただいていますよというふうなご説明だと思えます。

何か、ご質問等ございますでしょうか。

で、まあ、実は次の議題が今度は「平成 22 年度ごみ処理量の見込み」ということですので、おそらくそのところでも、まあ、じゃあ見込みを見ながら、それで実はこのごみ処理量の推移と主な減量施策の中で、「115」っていうのが出てはおるんですけど、実は事業系、家庭系のところについてはまだ次のところに移るということですので、多分、今、説明された部分がしっかりとそこに反映されてるんじゃないかというふうに思います。

いかがでしょうか。もし、ご質問等が無いようでしたら、一応時間の制限ということもございますので、この 2 番目までの議題を終わって、次の「平成 22 年度ごみ量（見込み）について」と、「今後実施を検討している施策と減量の可能性について」ということにつきましては、次回に持ち越すと、これは審議会としては休会になるんですか。はい。では休会をさせていただいて、日程調整をして、できるだけ早い時期に再開というふうなかたちでこの審議会を開催していきたいというふうに思っております。

まあ、そういうふうなことでお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。じゃあ、事務局、その他何かございますでしょうか。

○森井総務部企画課長代理

事務局からは特にございません。

○藤田会長

それでは本日の審議会はこれで休会とさせていただきます。日程調整についてはあとまた、されるでしょうが、いつごろをある程度予定はされておられますか。

○縣総務部企画課長

はい、思いといたしましてはですね、できるだけ早い時期ということもあるんですけども、まあ、連休等もございますので、できましたら連休明けぐらいの、5 月の上旬から中旬ぐらいをひとつ、目途にしていきたいなと思っておりますので、またあらためて調整等させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○藤田会長

はい。それじゃ、これで休会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○森井総務部企画課長代理

長時間、ありがとうございました。次回の開催につきましては、あらためてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後 4 時 5 分